

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

控訴審第18準備書面

平成28年2月23日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

本準備書面において一審原告らは、一審被告準備書面（25）のうち、特に「第3」の「2」について反論する（その余の主張についても争う）。

第1 入倉レシピが過小評価であることについて

入倉レシピの理論的問題点については、既に地震学者に協力を依頼しており、検討をお願いしているところであるが、少なくとも、入倉・三宅（2001）の関係式（甲212＝乙76）が何を意図して作成されたものかは、再度確認しておかなければならない。

すなわち、甲212の2p目（日本文としては1p目）の「I」の末尾には、次のように記されている。

「図1に示される強震動予測の枠組みは、将来高い確率で発生が予測されるシ

ナリオ地震に対する被害予測と災害軽減の諸対策のためのものである。」

すなわち、入倉レシピとは、そもそもの目的が、「高い確率で発生が予測されるシナリオ地震」を検討するためのものである。

これを、万が一にも事故が起こってはならない原発の耐震設計を目的として使用することは、甲212の著者ら自身、想定していなかったところである（甲111参照。なお入倉氏がその後、甲111を誤報であると主張したことはなく、ましてや愛媛新聞に抗議の申し入れをしたことは、当然ながらない）。

第2 藤原発言について、結局のところ一審被告は何ら反論できていないこと

一審被告は、その準備書面（25）の16pにおいて、規制委員会の定めた基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（審査ガイド）に「十分に考慮」、「適切に審査」等と記載されていることを認めつつ、しかし、原子力規制委員会は自ら規制基準を制定し、その基準を用いて個別具体的な申請に対する審査を行うところ、原子力規制委員会における新規制基準適合性の審査では、原子力発電所の様々な安全上の事項について高度の科学的、専門技術的知見を有する委員等によって厳格な信義・検討が行われていることに鑑みると、・・・専門技術的観点から基準への適合性に係る適切な判断をもたらすことはあっても、規制の厳格さの欠如を誘起するものではない、と主張している。

一方、一審原告の主張は、藤原広行氏の「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しくするかは裁量次第となった」との発言に基づくものである。一審被告の上記主張は、この一審原告の主張に正面から答えておらず、ましてや藤原氏の発言のどこが誤りなのか、あるいは一審原告らが藤原氏の発言のどこをどのように曲解したもので、藤原氏の真意がどうなのか、一審被告は何ら述べていない（述べることができない）。

一審被告はただ、原子力規制委員会の委員が、高度の科学的、専門技術的知見を有するから、その判断が不適切なものとはならないと主張しているにすぎない。

しかし、そのような主張は、要するに、基準自体は不十分かつ不合理なものであっても、原子力規制委員会がしっかりと審査するからよしとするものであり、甚だしい開き直りである。具体的審査基準の合理性「と」適合性判断に看過しがたい過誤欠落がないことを求めた伊方原発最高裁判決（平成4年10月29日）は、それぞれを独立した要件として求めているのであって、審査が適切になされれば、基準は不十分のものであってもいいなどとは述べていない。一審被告の主張は、上記最高裁判例すら無視した独自の主張にすぎない。

法が予定する安全審査による規制の手法は、①まず基準を設けて、②その基準に適合するかを、具体的な審査の段階に行うというものとなっている（原子炉等規制法43条の3の6など）。そして、基準については複数の専門家の意見を聞いて、時間をかけて地震動に対する安全性を十分に担保することのできる基準を作り、その後の具体的な審査にあたっては、その基準に適合するか否かを審議するというのが、現在の安全審査の方法となっている。実際、基準を作った専門家、たとえば上記の藤原広行氏が、具体的な審査にあたるわけではない。また、原子力規制委員に地震動についての専門家がいるというわけではなく、この審査を実質的に行っているのは、原子力規制庁の職員である。だからこそ、「どこまで厳しくするかは裁量次第となった」という藤原氏の発言がなされたのである。

一審被告の主張は、単に原子力規制委員会の委員等は、高度の科学的、専門技術的知見を有するから、その判断に誤りはないというだけであり、専門家の意見を集約して基準を作った意味がなくなってしまう。要するに、原子力規制委員会

に任せておけば、適切な判断がなされるから、規制の厳格さの欠如をもたらさないとだけ言っているだけに過ぎないのである。

このことが、まさに藤原広行氏の言う「裁量次第になった」ということに他ならないのであり、この点についての一審被告の主張は、この藤原氏の発言への何の反論ともなっていないのである。

なお、前述の藤原氏は、今年に入って次のように述べている（甲253）。

「現基準で、きちんと規制ができているかは検証されていない」

また、現基準が、少なくともきわめて不十分なものであることは、実質的に争いがない。

よって、具体的審査基準の合理性「と」適合性判断に看過しがたい過誤欠落がないことを求めた伊方原発最高裁判決（平成4年10月29日）の基準に照らして考えても、十分な規制がなされていない本件原発には、明らかに具体的危険性が認められるものである。

以 上